

『コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習』開催のご案内

熊本労働局登録番号第2号-9(～H31.3.31)
建設業労働災害防止協会熊本県支部
熊本市中央区九品寺4丁目6-4 ☎(096)371-3700
ホームページ: <http://www.kensaibou-kumamoto.jp/>

労働安全衛生法の規定に基づいて、『高さが5m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業』は、登録教習機関が行う技能講習を修了した方を、作業主任者として選任することが義務づけられております。

当支部は熊本労働局長の登録教習機関として、下記要領により、技能講習を開催いたします。

1. 開催日時(2日間 学科14時間)

平成28年6月実施予定(日程の詳細は月毎の予定表でご確認ください)

1日目(学科) 8:50 ～ 17:00
2日目(学科) 8:50 ～ 17:00

2. 受講資格

- ① コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に3年以上従事した経験を有する者
- ② 大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上工作物の解体等の作業に従事した経験を有する者
- ③ その他厚生労働大臣が定める者

3. 受講料及びテキスト代(会員のテキスト代は無料です)

受講料: 9,720円 テキスト代: 2,160円

4. 助成金について

受講者が建設業の社員(労働者)であって、雇用保険に加入している事業場(雇用保険料率16.5/1,000)については、経費(委託費の80%)と賃金の一部(1日8,000円まで)が申請により事業主に支給されます。支給申請にあたり、計画届を実施日の1か月前まで、支給申請書を講習終了後2か月以内に提出する必要があります(申請先:管轄労働局)。